

仙台市老人福祉施設協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、仙台市老人福祉施設協議会（以下「この会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この会は、各施設相互の連絡調整を図り、施設経営の充実、サービスの質の向上、経営基盤の強化並びに地域福祉・在宅福祉の充実を目的とする。

(組 織)

第3条 この会は、仙台市内において、社会福祉法人が経営する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型、小規模型）、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）並びに在宅福祉サービス部門（短期入所生活介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所等）（以下「施設」という。）をもって組織する。

第2章 組織及び運営

(事 業)

第4条 この会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 仙台市社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会、宮城県老人福祉施設協議会、東北ブロック老人福祉施設協議会及び全国老人福祉施設協議会との連携
- (2) 介護保険制度に関する調査研究
- (3) 施設の運営、管理、経営に関する研究
- (4) 施設利用者の処遇の向上に関する調査研究
- (5) 施設職員の資質の向上に必要な研修会、研究会の開催
- (6) 老人福祉に関する調査研究と情報の交換
- (7) 災害対策並びに救援対策システムの構築及び実施
- (8) 仙台市、宮城県、並びに厚生労働省等への要望行動の実施
- (9) その他この会の目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 この会の会員は、第3条に定める施設とする。

2 この会への入会を希望する施設は、入会申込書に年度会費を添えて会長に申し込むものとする。

3 この会を退会しようとする施設は、会長に退会届を提出するものとする。

(会 費)

第6条 この会の会員は、別に定める施設の区分による金額を会費として納入するものとする。

- 2 会費は年額支払とし、毎年5月31日までに納入することとする。
- 3 年度途中入会する会員にあつては、年会費を月割りとする。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 役員を選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、総会において選任する。ただし、理事に欠員が生じた場合において、理事会が必要と認めたときは、理事会において選任することができる。
- (2) 会長、副会長は理事の互選とする。
- (3) 仙台市社会福祉協議会の職員を理事に選任する。
- (4) 監事は、理事会の推薦に基づき、総会において選任する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、また欠けたときは、予め定めた順位によりその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 監事は、会務及び会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が終了した日から次期役員が選任される日までは、前任者が任をつとめる。

(顧問)

第11条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮って会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるほか、理事会に出席して意見を述べるができる。

第3章 会議等

(会議の種類)

第12条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 4 会議は会長が召集し、会議の目的たる事項並びに日時、場所を示して会議の7日前に通知しなければならない。

(総会)

第13条 総会の議長は、会員のうちから総会で選任する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数を持って議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会は、規約に定めるもののほか次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画、収支予算の決定
 - (2) 事業報告、収支決算の承認
 - (3) 規定の制定、改廃に関する事項
 - (4) その他この会の目的を達成するために必要な重要事項
- 4 第2項の総会の出席者には、予め本会が示した委任状を提出した会員を含む。

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を審議し執行する。

- (1) 事業計画(案)、収支予算(案)の作成
 - (2) 事業報告、収支決算等の作成
 - (3) 総会で議決を得た事業の執行
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること
- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立し議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決定するところによる。
 - 4 第3項の理事会の出席者には、予め本会が示した委任状を提出した理事を含む。

第4章 支部・委員会等

(支部の設置)

第15条 この会に、地域社会の要請にこたえスムーズな活動を推進するため支部を設ける。

- 2 支部は、青葉東支部、青葉西支部、宮城野・若林支部、太白支部、泉支部とする。
- 3 支部に、支部長を置く。

- 4 支部長は、会長が指名選任し、理事会に報告する。
- 5 支部は、支部内の会員施設により構成する。
- 6 支部は、次の活動を行うこととする。
 - (1) 支部会員の相互連携に関すること
 - (2) 各区役所との情報交換、連携に関すること。
 - (3) 地域の関係機関・団体との連携に関すること。
 - (4) 各区の地域包括ケアシステムに関すること
 - (5) 各区内の会員拡充に関すること

(災害対策本部の設置)

第16条 この会に、仙台市老人福祉施設協議会災害対策本部を設ける。

- 2 災害対策本部は別に定める「災害時相互支援体制運営要綱」に基づき活動を行う。

(委員会の設置)

第17条 この会に、次の委員会を設ける。

- (1) 総務・組織委員会(会の総務及び他の委員会に属さない事項)
- (2) 経営制度委員会(介護保険制度等、制度政策に関する調査研究等)
- (3) 在宅委員会(在宅福祉の向上に関する調査研究等)
- (4) 施設推進委員会(施設の運営、管理、経営、ケアの向上に関する調査研究等)
- (5) 研修委員会(一般(介護職)、多職種(看護職、栄養士、相談員等)、交流の部門において職員の研修、交流の企画運営等)
- (6) 広報委員会(広報活動の企画運営等)
- (7) ケアマネジャー委員会(ケアマネジャーの資質向上及び多職種連携等に関する調査研究等)
- (8) 人材確保対策委員会(介護サービス事業従事者の確保を図るため必要な調査研究等)
- (9) 災害対策委員会(災害時に備えた様々な訓練や各機関との連携に関する調査研究等)
- (10) 21世紀委員会(21世紀を担うリーダーの育成等)

2 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 委員 若干名
- (5) 実行委員 各委員会の必要に応じて若干名

3 委員長及びその他の委員は会長が選任し、理事会に報告する。

4 実行委員は、会員施設長または法人代表者が推薦し、会長が委嘱する

5 会長が必要と認めた場合には、理事会の承認を得て委員会を設けることができる。

6 会長が必要と認めた場合には、理事会の承認を得て法人本部職員も委員になることができる。

第5章 事務局等

(事務局)

第18条 この会の事業を執行するため、(社福) 仙台市社会福祉協議会に事務局を置く。

第6章 会計年度等

(経費)

第19条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 委任

(委任)

第21条 この規約の定めのないもののほか、会の運営に必要な事項は理事会に諮って会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成9年9月29日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員の任期は、平成9年9月29日から平成10年3月31日までとする。
- 3 仙台市老人ホーム連絡会規約(平成2年10月25日)施行は廃止する。
- 4 この規約は平成11年4月28日から施行する。
- 5 当初の監事の任期は、平成11年4月28日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この規約は平成13年4月1日から施行する。
- 7 この規約は平成14年4月1日から施行する。
- 8 この規約は平成15年4月1日から施行する。
- 9 この規約は平成18年4月1日から施行する。
第2条の規定に関わらず、仙台市経営の特別養護老人ホーム鶴寿苑を当分の間この会の会員とする。
- 10 この規約は平成19年4月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 11 この規約は平成20年4月23日から施行する。
- 12 この規約は平成24年4月26日から施行する。
- 13 この規約は平成25年4月23日から施行する。
- 14 この規約は平成27年4月22日から施行する。
- 15 この規約は平成29年4月20日から施行する。
- 16 この規約は平成30年4月23日から施行する。
- 17 この規約は令和3年5月12日から施行する。